

北本市住民自治条例制定研究懇話会設置要綱

(設置)

第1条 北本市住民自治条例(以下「自治条例」という。)案の策定等をするため、北本市住民自治条例制定研究懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、自治条例に関する事項について調査、研究及び検討を行うとともに、条例案を作成し、市長に報告又は提案する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、北本市住民自治条例制定市民ワークショップ、北本市協働推進計画策定委員会及び北本市住民自治条例制定プロジェクト・チームに属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、秘書政策室において処理する。

(委任)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成 2 0 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。